

藤沢市市民活動推進計画の改定状況について

1 計画の改定について

本計画は、藤沢市市民活動推進条例第7条に基づいて、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画で、平成17年9月に、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年の計画として策定いたしました。

その後、平成23年度から平成25年度までの3ヵ年の計画として改定し、さらに、藤沢市市政運営の総合指針の策定を踏まえ、平成26年度から平成30年度までの5ヵ年の計画として改定をいたしました。

現計画が平成30年度で終了するため、平成31年度からの新しい市民活動推進計画に改定するものです。

2 本計画の改定経過

本計画の改定にあたっては、平成30年4月に、本市から藤沢市市民活動推進委員会に諮問し、4回の委員会と2回の分科会にて、市民活動団体、特定非営利活動法人及び市民に対するアンケート調査に基づく市民活動の実態等の調査結果等を踏まえながら検討いただき、委員会において市民活動推進計画（素案）が策定されましたので報告するものです。

3 計画の概要

本計画は、市民活動推進条例第7条及び第8条に基づき、他の計画等との調和を図り、少子超高齢化の進展や人口減少社会の到来などをしっかりと踏まえながら、市民活動の推進に係るビジョン（将来像）、基本的な指針、基本的な施策について定めるものです。

市民活動の推進を図るための具体的な事務事業については、基本的な指針及び基本的な施策に基づいて、市民活動を取り巻く状況の変化などに柔軟に対応しながら、重点的かつ効果的に実施していきます。

4 今後の予定

平成30年

12月25日 パブリックコメント開始

平成31年

1月28日 第7回市民活動推進委員会

1月31日 パブリックコメント終了

2月中旬 パブリックコメント結果の公表

2月下旬 市長に対する答申

3月上旬 市議会に対し改訂版を情報提供

4月1日 第4期藤沢市市民活動推進計画 施行

【事務担当】 市民自治部 市民自治推進課